

經濟論叢

第九十六卷 第四號

- J. R. Hicks の「平均期間の理論」……………佐 波 宣 平 1
- 第三のカザノーヴァ (4)……………穂 積 文 雄 21
- 資本主義經濟の
「適應能力」理論の發生過程……………池 上 惇 48
- 租税利益説の衰退……………北 條 喜 代 治 64
-

昭和四十年十月

京 都 大 學 經 濟 學 會

租税利益説の衰退

北條喜代治

I 租税利益説の衰退——スミス

まずスミスは、ロックと同じように、国家の起源を財産の保護の必要に求める。「財産が存在するまでは、政府の存在するはずがない。というのは、まさに政府の目的は富を確保し、貧者から富者を防衛することにあるからである¹⁾。」他方スミスは、周知のように、「自然的自由の制度」の下にある国家——すなわち、各個人の私的利益の追求が保証されており、したがってもっとも順調な文明化の進展が約束されている国家——の君主の義務として、国防、司法行政、公共施設建設維持の三つをあげた²⁾。そしてスミスは、これらの項目について詳しく論じるのであるが、それらが、この「商業社会」の維持発展にとって不可欠な仕事である以上、全て財産の保護もしくは増大と深く関連しているとみなされていいであろう。したがって、スミスにおける国家はまさに財産のための国家といつてさしつかえなからう。このような目的を持つ国家はいかなる統治原理を持っているのであろうか。

スミスは社会契約説を二つの理由によって拒否する。第一の理由は「原契約の教説はイギリス独特のものであり、その教説が考えつかれなかったところでも統治は存在し、またこれがわが国の大部分の人民についてあてはまりさえする」からであり、第二の理由は、原契約がたとえ存在したとしても、「彼らの子孫はそれと何の関係もなく、彼らはそれを知らず、したがってそれによって拘束されない」からである³⁾。こうして社会契約説を葬り去ったスミスは、それに代えるに、同感の理論に基礎をおく功利の原理と権威の原理とにもとづく支配服従の理論をうち立てる。同感の概念はスミスの道徳哲学全体を支えているともいうべき重要な概念であるが、それはいつてみれば、他人の状態

1) A. Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, Cannan ed., 1956, p. 15; ditto, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Cannan ed., Modern Lib., p. 670.

2) ditto, *W. of N.*, pp. 651, 766.

3) ditto, *Lectures*, pp. 11-12. もちろん、ホブズにしろロックにしろ、原契約が「歴史的」事実として存在していたと考えたわけではない。それはいわば、「論理的」専断ないし必然であった (Cf. J. W. Gough, *The Social Contract*, 1936, p. 129). 周知のように、論理的架構を輕蔑し、その意味を理解しないのは、保守主義的思考の顯著な特長の一つである。

や行動を理解し是認し、さらに進んで讚美し畏敬する感情である、といいえよう⁴⁾。服従の原理の一方である功利の原理とは、たとえば次のようなものである。「政府に反抗し、その転覆をねがうことが、ときどき私の利益になるかも知れない。しかし私は、他人が私とは異なる意見を持っており、したがってその試みをなしている私を助けないであろうことを感じる。それで私は、全体の利益のために、政府の決定にしたがうのである⁵⁾。」他方の権威の原理についてスミスはいう。人間の自然的服従の原因には、心身の優越、年令の優越、富の優越、門地の優越の四つがあるが、「明らかに門地と富が……人間の身分差別の二大源泉であり、したがって、人間の間に権威と服従を自然的にうち立てる主要な原因である⁶⁾。」なぜなら、自然は賢明にも、知恵や徳などよりも、門地や富という明白で触知しうるものを身分区別の判断基準としたからである⁷⁾。ところで、門地というものは、富の所有が数世代のあいだ継続することによって生じるのであるから、権威の原理とは、結局のところ、財産がもっとも自然的に権威を持つということである。そしてもっとも権威を持つものが、他人の服従をもっともかちとりうるのであるから、スミスがここでなしたことは、財産所有者の政治的支配の、道徳感情論的——強いていえば、反理性的——認証であり、神聖化であるといえよう。さきに、国家の起源と任務を財産の保護という政治経済学的視点から説いたスミスは、ここでは、人間が生まれつき財産所有者にもっとも喜んで服従するという社会心理学的視点から、財産所有者の支配権を弁護したのである。こうして、財産所有者のための財産所有者による国家が完成する。

すでに予想されるように、契約説を否定して、同感の理論を統治の理論の基礎におけば、同感というものの性質上、見なれないものへの反撥が生じよう。「人間は社会に対する生来の愛を持っており、人類の結合から自分自身何らの利益を引き出せなくとも、その結合がそれ自体のために保存されるべきであると望むものである⁸⁾。」この方向を先へたどれば、「社会の平和と秩序の優先」⁹⁾が現れ、一定の主義を抱いて制度を改造しようとする「体系の精神」¹⁰⁾への嫌悪が表明される。このような適正さと中庸と平和と秩序を尊重し、変革と過激さを嫌悪する態度は、もっと積極的に、現存する権力の赤裸々な弁護論へと進んで行く。「富者と強者の全ての情念に同感するという人間のこの性質

4) A. Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, 10th ed., 1804, Vol. I, Part I, *Passim*.

5) ditto, *Lectures*, pp. 10-11.

6) ditto, *W. of N.*, p. 673.

7) ditto, *M. S.*, Vol. II, pp. 77-78.

8) *Ibid.*, Vol. I, p. 179.

9) *Ibid.*, Vol. II, p. 77.

10) *Ibid.*, Vol. II, pp. 92-93.

の上に、身分的差別と社会的階級が基礎づけられている¹¹⁾。」国王万才という叫びは自然の叫びである。「社会の秩序が、彼らに対して、われわれが反抗すべきことを要求しているように見えるときにさえ、われわれは、ほとんどそうはできないのである。国王は人民の召使いであり、公共の便宜が要求するときには命令に服せしめられ、反抗され、退位させられ、あるいは処罰されるべきだということは、理性と哲学の教説である。がしかし、それは自然の教説ではない¹²⁾。」パークが激賞したといわれるこの著書からの引用は、これで十分であろう。スミスは講義においてもいっている。「政府はしばしば、その国民全体の保護のためでなく、それ自身のために維持される。臣民が主権者を処罰する権利を持つという公法学説は、主権者の権利があのように論議されたイギリスにおいてさえ、決して存在しなかった¹³⁾。」また「どのような時に主権者が悪をなしたことになるのかを決定する裁判官はいない。主権者が裁判に服することを仮定することは、もう一人の主権者を仮定することである。¹⁴⁾」

このようにして、スミスにおいては、革命権や社会契約説や人民主権などの概念が明示的に拒否されるだけでなく、固有の権利を持つものとしての個人さえ、その姿を明瞭に現わすことはないのである。もちろん、ロックにおいてもすでに、あのホブズに現れていたような強烈な個人の黒い輪郭はうすれかけていた。とはいえ、それは依然として究極における権利の主体であった。しかし、スミスにおいては、それはむしろ支配されるべき客体にすぎない——いや個人の輪郭さえ消えて、眼にみえぬ支配者の権威の網目のうちに吸収されてしまうのである。スミスは、もはや自然権について語らず、個人の政治的権利を積極的に主張しない。かつて人間の理性は、自然の名において擁護された。スミスにおいては今や反対に、人間の理性は自然の名において拒否されるのである。

とすれば、われわれは、スミスにおいて、租税利益説はすでに姿を消しているだろうと予想してもいいだろう。けだし、租税利益説を支えるべき諸理念が、すでにスミスのうちには存在しないからである。スミスはいう。「全ての國家の臣民は、政府の維持に対して、彼らのそれぞれの能力にできるだけ比例して、すなわち、彼らが國家の保護の下にそれぞれ享受するところの収入にできるだけ比例して、貢納すべきである。個人に対する大國家の政府の経費は、ちょうど、大土地の共同小作人に対する管理費用のようなものである。この共同小作人たちは全ては、この土地のうちに有する彼らそれぞれの利害に比例して貢納させられるのである¹⁵⁾。」スミスが租税利益説を主張していると見な

11) *Ibid.*, Vol. I, p. 103.

12) *Ibid.*, Vol. I, p. 104.

13) ditto, *Lectures*, p. 269.

14) *Ibid.*, p. 66.

15) ditto, *W. of N.*, p. 777.

される場合、その一論拠として、この一節が引用されるが、この文章は、租税根拠よりもむしろ租税配分を論じているとみなされる方が適切ではあるまいか。それにしても、スミスのうちに、租税根拠論への関心が全く存在しないと断言することも困難であろう。花戸博士は、スミスのうちに租税義務説と租税利益説の双方が存在することをみとめ、次の二系列を想定する¹⁶⁾。

義務説—權威の原理—臣民—國家維持—公民關係〔政治的根拠?〕

利益説—功利の原理—受益者—財産保護—經濟的根拠

そして花戸博士は、この関係をまたスミスの租税配分論における能力説と利益説との区別に関連づけている。スミスの論議のうちからこの二系列を抽出することは、たしかに注目すべき見方であろう¹⁷⁾。しかし、ここでは、さしあたり、スミスが根拠論を正面から積極的に論じなかったということを指摘すれば足りよう。

さて、スミスは、具体的租税形態としては、地代税と奢侈品税を最良のものとして推奨し、必需品税に関しては、消極的に賛成する¹⁸⁾。これらが採用されるべき租税であり、所得税などの他の租税が採用されるべきでない租税であるとなすスミスの論拠は、もはや単純ではない。なるほど、スミスが、地主の取得する地代は、地主の個人的努力によってではなく、国家のよき統治によって増加する、というとき、彼は租税利益説を保持しているように見える。しかし、スミスの時代になれば、もはや国家の良き統治の恩恵にあずかっているのは地主だけであるとはいえないであろうし、他方、その論拠だけで奢侈品税が推奨されているわけでもない。また所得税への強い反対論拠は、それが個人の諸事情を明るみに出すという審問官的性格を持っているからである¹⁹⁾。現実の経済的発展と経済学の展開は、もはや単純な租税推奨論とは相容れないであろう。そして具体的な租税の推奨論は、単純な租税根拠論の無能ぶりを嘲笑するようになるであろう。こうして、租税根拠論と、一定の租税の推奨論とはますます分離して行くのである。

スミスがこのように、保守的な政治論を展開し、租税利益説を無視してしまったということが事実としても、スミスが単なる現状弁護論者以上にならなかったといったら、これほどまちがったこともないだろう。スミスの保守性は——さしあたりこのことばが適切だとして——むしろ、現実の経済的的政治的変容との関連において、またその変容に対

16) 花戸龍蔵「財政思想史(古典篇)」昭和29年、千倉書房、77-80ページ。

17) しかし、この二系列を抽出したのちにこそ、真の問題があるのである。なぜ両者が混在しているのか、両者はいかなる論理的関係にあるのか、それは歴史的にいかなる意味を持っているのか、などの問題が解明されないかぎり、単なる分類学に陥る危険がある。

18) スミス租税論の具体的分析については、さしあたり、次をみよ。井手文雄「増訂新版古典学派的財政論」昭和35年、創造社、294-323ページ。

19) A. Smith, *W. of N.*, p. 800.

応するスミスの深い経済学的研究との関連において、理解されなければならない。まず、スミスは各人の自由な個人的利益の追求が、社会全体の最大限の文明化への調和的な進展を保証することを、確認する²⁰⁾。このように資本制社会の自己展開的性格が認識されるなら、人間の社会的結合にとって、ホッブズの絶対君主の強力という鎖も、ロックの社会契約という架空の政治的絆も必要ではないだろう。スミスは、利己心を通じてあらゆる商品交換というはるかに自然的な経済的絆によって人間たちを結合するのである。人間がもはや契約を結ばないならば、互に平等であることも問題としなくてよいだろう。そしてもし資本主義が自己発展し、かつ自由放任の方法によってこそ最大の富の増加が保証され、また国家の任務は前記の三項目に限定されかつそれ丈は絶対に必要であるとするならば、そして、イギリスとイギリスの政府が、もっともこれらの理想に近づいており、それ故に世界の最先端を進んでいるのであるならば——そのとき必要なのは、おそらく現状を擁護することであろう。逆説的になるが、スミスはその政治的保守性によってまさに歴史を強力に前進させることに大きい貢献をなしていたのだといってもいいであろう²¹⁾。

この点は、彼と対立的立場に立つ小市民的急進主義者を一べつすることによって、より明らかとなるにちがいない²²⁾。彼らは、スミスとは反対に、ロック政治哲学の諸原理の実現をめざす。そのかぎりにおいて彼らはスミスを政治的には越えている。しかし、彼らの個人とは、一世紀前にロックがその社会理論を構成するさいに用いたあの独立小生産者であった。そのような個人は、ロックの時代にはたしかに一定の歴史的役割を演じたのであり、それ故にまたロックの理論も一定の有効性を発揮しえたのであった。しかしすでに、状況は変化していた。だが、彼らは、ロック理論と現実との開いて行く乖離を見抜きえなかったのであった。だから、彼らは、政治的にはスミスをこえており、彼らのかかげた理念はスミスをこえて生きつづけることになるにせよ、現実の急速に発展して行く生産力の進行の方向と合致していなかったという致命的事実によって、当

20) 大河内一男「スミスとリスト」新版、昭和29年、弘文堂参照。もちろん、スミスがまた正義を重視していることをも忘れるべきではない(Cf. M. S., Vol. I, p. 177)。

21) 資本主義経済の運動法則が、まさに、自然史的過程として現象するという事実のために、経済学の分析を深めれば深めるほど、自然史への信仰が深まり、改革者の架空の計画への無理解もつの、という経済学の方法にまつわる問題もここに考慮すべきであろう。河野健二教授は、この点を、ケネー、ディドロ、ルソーの三人において検出し、次のように言われる。「客観的な人間関係にはかならない経済関係を分析することのできた理論は、政治問題については一種の『合法主義』になりやすいのに反して、政治の主休性、実践性をよくとらえる理論は経済問題になると『主観主義』のとりこになってしまうのである。」河野健二「フランス革命とその思想」昭和38年、岩波書店、211ページ。

22) ロック主義にかんしては、永井義雄「イギリス急進主義の研究」昭和38年、お茶の水書房参照。以下の点にかんしても本書に多くを負うている。

時の現実に対する主導力とはなりえなかったのであった。スミスは反対に、ロック理論を拒否することによって、まさに現実のブルジョア的発展と歩調を合わせる。スミスは理論の「架空の美しさに酔う」ことなく、現実を眼に向け、それがロック理論の想定とはことなり、大きい貧富の隔差によって特徴づけられているのを見る。そして更に、この不平等がまさに貧者をして、富裕をめざして働かせるという、貧者にとっては実現不可能な目的を追求させ、そしてこのかわいそうな努力が、結果的には自然の狡知ともいうべきものによって、社会一般の富裕化をますます増進させていることを、スミスは鋭く洞察するのである²³⁾。かくして、スミスは現実を認識するだけでなく、更に擁護するのであるが、くり返すように、生産力だけを問題としていけばよい時代の経済学は、生産力を上昇させるためには、その生産関係を保持してくれる国家権力の強大をのぞむこと以上に何をのぞみうるであろうか²⁴⁾。

だが、スミスのこの保守性は、今述べたような、彼の経済学における楽天性を示すと共に、また彼の政治学における不安の表明でなければならない。スミスは、ロックとはちがって、貧者大衆をもはや無視することはできなかった。「大財産のあるところほどここでも大きい不平等がある。一人の大金持ちにつき少なくとも五百人の貧者がいるにちがいない。そして少数者の富裕は多数者の貧困を予想させる。富者の富裕は貧者の憤激をひきおこす。貧者たちは欠乏によってかり立てられ、羨望によって富者の所有物をおかすようになる。数年間の労働、いやおそらく数世代の労働によって獲得された貴重な財産の所有者が、たった一夜でも安全のうちに眠ることができるのは、ただ政府当局の庇護の下においてのみである²⁵⁾。」しかも、この貧者の大群の存在は、この経済体制にとって不可欠のものであるばかりか、スミスによれば、この貧富の巨大な隔絶の故に社会全般の富裕化がますます強力に前進させられると共に、またこの隔絶にもかかわらず、富裕化が社会のすみずみまで一般化して行くのであった²⁶⁾。しかし、もしこの貧者たちが、社会の富裕化の一手段たることを越えて、ロック理論の教えるような人間の固有の平等な権利を主張しはじめるとすれば、その事實は、この幸福な体制にとって、危険な要素の出現を意味するであろう。それは一般的富裕化の順調な進展を攪乱するであろう。ロックが革命権をとにかくもみとめたのは、その不発性を保証しえたからであったとするならば、スミスが革命権を否認するのは、その保証の不十分性を予感しはじめ、ロック理論の危険性を感知しはじめたからにちがいない。いまやこの貧者の大群をいかに支配

23) A. Smith, *M. S.*, Vol. I, pp. 378-387.

24) 高島善哉、国家と経済、同編「古典学派の成立」(「経済学説全集」第1巻)所収、昭和29年、河出書房、221-222ページ参照。

25) A. Smith, *W. of N.*, p. 670.

26) *Ibid.*, pp. 11-12.

するかが問題である。こうしてスミスは、同感にもとづく支配服従論を延々と説くのである。いまや革命の問題はタブーとなる。名誉革命の擁護はロックで十分である。スミスの役割は「《名誉革命》体制の歴史的弁護」²⁷⁾である。スミスにとって、チャールズ一世を非難することは、その後を生じた体制の完全さの暗示となる。

資本制社会の経済学的認識とその社会政治体制の弁護は、租税利益説を支える諸範疇の放棄を要求した。スミスは租税利益説に代わる別の租税根拠論を積極的にうち立てるのでもない。国家は経費を必要とし、人々は租税を支払っている。もはや「なぜ」の問題は問われない。今、租税利益説を主張しようとするのは危険な行為となる。革命権の容認にまでいたるか、あるいは単なる詭弁をろうするのか、の二つに一つである。なぜなら、すでに述べたように、ロック理論の諸範疇——自由な個人、平等な天賦の自然権、各人の財産所有、社会契約、全成員による租税の協賛など——は何一つ実現されていないにもかかわらず、その結論たる「全て人は租税を支払うべし」という命題のみは、まさに十全の意味で実現されているからである²⁸⁾。そしてむしろ、ケネディのいうように、全て人は租税を支払うべし」という一般的命題の具体的現象形態は「貧者も租税を支払うべし」ということである²⁹⁾。人々はこの命題をめぐるさまざまな論議をくりひろげる。ある者は、貧者が消費支出をなすということ自体が、その支出への課税を正当化するに十分である、というであろう。そしてある者が、貧者も国家内に生存している故に租税を支払うべきであるといえ、他の者は、貧者はその労働や兵役によって十分に支払っていると答えるであろう。またある者が、消費税が勤労意欲を低めるという理由でそれに反対すれば、他の者は、それが労働者を勤労へかり立てるという理由で賛成するであろう。ある者が消費税は感じられない故に自由と両立するといえ、他の者は、それ故に自由と矛盾するというであろう。更にある者が、それはもっとも確実で大量の収入を約束するといえ、他の者は、それは貧者に対してかわいそうだというであろう。更にまたある者が、もっと政治的に、貧者への課税は貧者の反抗を生む故に危険であるといえ、他の者はもっと経済的に、貧者課税は賃金を高め、物価を高め、輸出を減退させ、かくて王国の前途を危険におとしおそれるであろう。——おそらく、これらの命題はそれぞれに無視しえぬ真理を含んでいるにちがいない。だがここでは、次のことを指摘するにとどめよう。すなわち、社会の全構成によって負担されることになるこの一租税の賛否論が、もはや個人が国家から受ける利益という観点からはほとんどとり扱わ

27) 山崎怜、スミス財政思想の基礎視角、花戸龍藏博士古稀記念論文集「財政学の課題」昭和37年、千倉書房所収、615ページ。

28) W. Kennedy, *English Taxation, 1640-1799*, 1913 [rep. 1954], p. 94.

29) *Ibid.*, p. 82.

れず、産業上の理由にはじまり貧者憐憫論に至るまでの種々さまざまな観点から論じられている、ということである。個人が国家から受ける保護という観点は、もはや核心的問題であることをやめたのである。そしてそれは、少なくとも、租税利益説の形成者たちが想像することもできなかった現実の政治的経済的諸条件の複雑な発展と変容の故であることは明らかであるように思われる。

II 結論と展望

まず、ホッブズにおいて形成された近代的個人は、租税利益説を担うに十分なものであったが、彼らが作りあげる国家は、現実の未成熟の故に、絶対主義的権力によって統一されざるをえず、したがって租税協賛権もまた否定されなければならなかったのであった。とはいえ、国家に対し個人が先行しているという事実は、「自主的納税倫理」³⁰⁾をそのうちに秘めていることを示しているのであろう。そして彼は、この萌芽形態の租税利益説を持って、主権者の立場から、主権者の課税権を合理化していたのであった。

ロックにおいては典型的に社会契約説が成立し、したがって協賛議会論と共に、租税利益説も完成する。そして自由主義的経済制度への展望が開かれる。しかし、租税利益説は、いわば幼き経済学と政治学の無邪気な結婚の上に成立していたのであった。そしてこの幸福な結婚は短かくなるべく運命づけられていた。すなわち、労働による生産の成立は、私有財産の成立にいたり、次には所有の不平等、さいごには人間の二大階級への分裂に至るならば、そして国家は財産保護のために存在するのならば、人間の大半を占める一方の階級は政治参加から排除されることになるであろう。こうして「ロック的社会観の虚偽性」³¹⁾が表面化せざるをえなくなる。現実経済の進展と経済学的发展は、共に租税利益説を排除しはじめるのである。

さいごにスミスは、この理論と現実の和解の不可能性を見抜き、理論をすてて現実をえらびとる。この選択はまぎれもなく、スミスの資本制社会の深い経済学的分析によって支えられている。商品交換という経済的絆によって人間を結び合わせることによって、社会契約という横の政治的絆は消える。だが同時に、この過程は平等の不在の確認であり、支配服従という縦の政治的強力の必要の確認であった。今必要とされる政治学は、もはや人間の平等や自然権や革命権を説くものであってはならず、反対に、このすばらしい経済体制を擁護し強化するものでなければならない。

したがって、資本主義経済の自己認識としての経済学の成立したときが、同時に、租税利益説の放棄されるべきときだったのである。このとき以後は、現実の資本主義経済の

30) 島恭彦「近世租税思想史」昭和13年、有斐閣、97ページ参照。

31) W. Kennedy, *op. cit.*, p. 91.

進展に忠実であろうとするものは、利益説を放棄すべきであり、他方、利益説に忠実であろうとするものは、現実の資本主義に向って否というべきだったのである。双方共に救おうとするものは、どこかで欺瞞に陥いらざるをえないであろう。

したがって、租税利益説の衰退の原因については、おそらく次のようにいうことができるはずである。

第一に、租税利益説は今や虚偽の教説であるにちがいない。現実の社会は租税利益説が前提する社会とは全くことになっていた。現実の社会は少数の富者と大多数の貧者大衆からなっており、この貧者階級は、政治への何らの参加も許されず、ただ支配される客体にすぎなかった³²⁾。にもかかわらず、彼らは大量の消費税を支払っていた。もし貧者を免税しえていたなら、租税利益説はぎりぎりの線で救われていたかも知れない。だがむろん、資本主義国家は、消費税という「多量の税収をもたらし」、「感じられず、不満をおこすこともっとも少ない」大衆収奪の手段を決してあきらめはしないでであろう。更にこの社会は、貧者という搾取されるべき対象を持つことなしには存続しえないであろう。更にまたこうした階級対立は、国家クラブ観とは逆の、強力な支配機構を必要とするであろう。かくして、租税利益説の退潮は、資本主義社会の無能の自己告白ともいえる。なぜなら、資本主義は、自己を形成するのに大きい役割を演じてくれた理念に適合することができず、今やかえって、それを放棄することによってその理念から逸脱した自己自身を正当化しようとするからである。

第二に、租税利益説は今や危険な教説であるにちがいない。この説にしたがうならば、国家からの保護をうけるべき財産を持たないものは、租税の支払を拒否しうる十分の理由を持つことになる。あるいは反対に、人間の平等を実現するために、富者階級が持っているのと同じ政治的経済的権利を要求してもよいだろう。ロック理論の中には、たしかに、既存の権力をおびやかすに足るこうした危険な帰結を生む要素がひそんでいたのであった³³⁾。だが、この危険な要素こそ租税利益説の政治哲学的中核であり、この教説に本来の創造的性格を与えていたところのものであった。だから、この核心的要素がすて去られるとき、租税利益説は自発的貢納倫理から強制的徴収命令となるのである。事実、人は全て国家から等しく保護をうけているかと問うことなく、人は全て租税を支

32) フランス革命の『人間と市民の権利の宣言』も、「能動的市民」と「受動的市民」の二つに市民を分割した。前者は、シェイユースによれば、「大きな社会的企業の真の株主」であり、後者は「公権の形成に積極的に参加する」権利をもたない人々である。Cf. A. Soboul, *La Révolution française, 1789-1799*, 1948. 小堀瀨卓三・渡辺淳訳「フランス革命」(上), 岩波新書, 131ページ。

33) スミスの同時代人ルソーは、フランスにおいて、この危険な要素を一つの強力な武器——人民主権、革命権——にまできたえあげていた。

払うべしというとき、それはむしろ租税義務説にとってこそふさわしい方であろう。因みにいえば、租税義務説もまた、ロック的諸理念と合致すべきであったのにそうなりえなかった現実の経済制度を、ロック理念を拒否することによって、弁護しようとしているのである。

第三に、租税利益説は今や技術的に無能の教説であるにちがいない。ロックにおける財産とは土地のことであった。しかし、資本主義経済の発展は、財産とは土地以外のものをも含むことを示しはじめるであろうし、課税対象が土地のほかにも存在することを示すであろう。こうして1799年にはピットによって歴史的な所得税が導入されるのである。課税対象となるべき収入の種類が多様化につれて、租税根拠論としての単純な国家保護理論はますます無能となるにちがいない。利益説は土地財産にこそふさわしいといえよう。そして更に、利益説にもとづいて租税の配分の問題に接近するとき、そこには利益の測定という解決不可能な問題がまちかまえているのである。実際、利益説を論難する多くの人々は、租税利益説に必然的に伴うところのこの利益の測定の不可能性をもって、利益説拒否の最大の理由となすのである³⁴⁾。さらにまた、租税問題のうちに、経済政策上、貿易政策上、財政政策上、社会政策上、徴税技術上、等々の視点が、資本主義の矛盾と重税の圧力によって考慮されざるをえなくなれば、利益説の視点は相対的にも低下せざるをえないであろう。そしてまた、租税制度の複雑化があげられよう。ピットの統合基金法にみられるような統一予算制度の採用は、議会の監督を強めることができるにしても、租税の支払いと経費の支出とが完全に分断されることになって、もはや各人の支払う租税が何の目的で使用されているのかを知ることは不可能になり、ここにも利益説の活動領域の縮小がみられるといえよう。

このようにして、租税利益説は、資本主義経済と両立するものとして生まれ、その生成を助けたのであったが、資本主義経済が発展し、その内在的矛盾が自己をあらわにするとき、利益説はいまやその矛盾を含む資本主義体制をそのまま擁護する人々によって、妥当性を欠く教説として論難されねばならなかったのである。このように、はじめに合致するかに見えた理論と現実が、ますます乖離して行ったのは、資本主義の無政府性に大きく起因していることはいうまでもない³⁵⁾。

いまや租税利益説は、租税義務説に対して無防備であるといえよう。もっとも、イギ

34) Ex. E. Seligman, *Progressive Taxation in Theory and Practice*, 1894, p. 86; S. F. Weston, *Principles of Justice in Taxation*, 1903, pp. 162, 170.

35) 必需品課税を提案しつつ、貧者は本来課税されるべきではない」と演説したピットの態度を、ケネディは、「困惑と弁解の態度」と呼んでいる (W. Kennedy, *op. cit.*, p. 162)。ここでは、理論と現実の背反を和解させようとする努力さえ放棄されている。もちろん、「財政需要の圧力」が一切の論議を窒息させたのである。

リスのように、一たび利益説を体験したところでは、ドイツにおけるように、国家を完全に実体化し倫理化し神聖化することはないであろう。ともあれ、義務説は、利益説を論破しようとしている教説であるよりも、むしろ、根拠論自体を沈黙させようとしている一本の剣であるというべきであろう³⁶⁾。

では租税利益説は完全に死滅したのであるか。われわれは、この教説の展望を概観して、この小論を終えることにしよう。さしあたり、租税利益説が生きのびうると考えられる方向は二つに大別しえよう。一方はブルジョアの理念の内部においてであり、他方はそれを超えようとする理念の内部においてである。

まず前者の方向をみてみよう。第一に、この資本主義社会が、租税利益説と相たずさえていた頃の資本主義社会と同一の原理に立っているならば、利益説の残滓もどこかに残っているにちがいない。ブルジョア社会は、ブルジョアの原理ないし理念を全く放棄してしまふことができないにちがいない。ブルジョアといえども、租税をまぬかれることができず、彼はいつも競争者にとりかこまれているとするならば、彼もまた最小の租税の支払いですませようと努力するであろうし、自己の利益にならぬ租税は拒否したいとさえ考えるであろう。彼は一方では種々の国家活動の拡大を要求するとしても、自己の特殊利益が侵害されるおそれのあるかぎり、国家活動に制限を要求し、租税の支払いに反対するであろう。つまり、国家を神聖化し実体化しすぎることは、手段としての国家が、その枠をはみ出すことになり、ブルジョアにとっても危険となるのである。第二に、彼らは、労働者階級への参政権の拡大をさして、租税利益説の条件が今や全く満たされていると主張することができよう。今や労働者も他の人々と平等であり、いかなる政治的決定にも参与しうる自由な主体である。もはや社会がなすべきことは終った。あとは、労働者の個人的努力のみが、労働者の地位を高めるであろう。こうしてブルジョアジーは、今や歴史に停止を命じるのである。労働者の負担している租税も、彼らの代表者が決定したものであるために、間接的には自己自身が自分に課税しているわけである。自分が決定した租税を自分が支払うのは当然であろう。このように形式的な政治上の変化のみを問題とし、その実質的な経済的内容を全く無視することによっても、租税利益説は生きのびようと努力するかも知れない。第三に、租税利益説はまた地方税の領域において、いわゆる受益者負担の名の下に生存しようとするであろう。ここでは累進原理がほとんど適用不可能であるばかりか、しばしば人頭税に似たような地方税さえ存在するのである。地方的な問題といえども、ほとんどの場合、全国的問題との関連において発

36) 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力「近代財政の理論」昭和39年、時潮社、190ページ参照。

生するのであり、したがってまたその解決も全国的規模における連関の中においてのみ可能である以上、地方税における受益者負担原則は、決して正確に実施されることはないであろう。さいごに、租税を手数料の形式にできるだけ変形することによって、租税の表面上の量を減少させることができようが、その手数料形式は、租税の利益説的説明を許容するように思われる。

だが、いずれにせよ、この方向は、真の意味の租税利益説を担っているとはいえないであろう。なぜなら、それは、かつて租税利益説を支えた政治哲学とは無関係に、利益説をただ単なる便宜的命題として利用しているからである。ここには魂を抜かれた租税利益説の形骸しかない。彼らにとって、利益説は、できるだけ自分の租税負担を少量ですませようとするための個人的口実であるか、あるいは人民への重税を上から強制的に納得させるための説教にすぎないからである³⁷⁾。

さて、後者の方向は、前者とは正反対の方向である。つまり、現実を弁護するために理論を歪曲するのではなくて、現実を変革することによって理論を現実化しようとするのである。すなわち、租税義務説におもむくものは、もはや人間の政治的平等も経済的平等も問題とはせず、両者を共に無視してしまう。そしていま述べたばかりの立場は、政治的平等の実現のみを持って満足し、経済的平等に対しては全く眼を閉じてしまう。これらに反して、この立場は、政治的平等と経済的平等の双方を共に実現することによって、租税利益説を真に実現しようとするのである。おそらく、さきにふれた小市民的急進主義者たちが、この方向の代表者であろう³⁸⁾。そして租税利益説をその初原的な形態で実現しようとする立場が、まさに小市民的急進主義者的な立場であるということは、同時に租税利益説の運命そのものをも暗示していないであろうか。なぜなら、おそらく、次のようにいうことができるだろうからである。すなわち、租税利益説が真に実現されるのは、ロック的社会理論の諸基礎範疇が真に実現されるときであろうが、特にさしあたり、人間の平等という理念の実現が不可欠であろう。しかし、そうした理念が実現されるのは、皮肉にも、ロック理論と相たずさえて生成した社会が終るときであるにちがいない。というのは、人間の平等が真に実現されるのは、不平等の最大の根源たる私有財産が廃止されるときであろうからである。そして更に、私有財産の存在しないところでは、もはや租税利益説は全く無用の長物であるにちがいない。なぜなら、そこには、もはや国家によって保護されるべきはずの対象が存在しないからである³⁹⁾。

37) 鳥恭彦「財政学概論」昭和38年、岩波書店、82ページ参照。

38) 「ロックの著述以来、歴史の危機に際しては、同意と自然権に対する彼の強調が常に新たな意味を獲得した。」H. Laski, *Political Thoughts in England, Locke to Bentham*, 1920, 堀堂彦・飯坂良明訳「イギリス政治思想」1, 岩波現代叢書, 30ページ。

39) ルソーは、その「政治経済論」の末尾において、租税制度だけの改革の可能性にみずから疑問

そのような社会においても、なお租税は存在するのか、もし存在するとするならば、その社会の人々はなぜ租税を支払うのか、あるいはこうした問いかけが意味を持つのか、そのような問題を考察することは、すでに小論の範囲を超えている。

[本稿は事実上前稿（8月号掲載）の続編をなす。合わせてお読みいただければ幸いである。]

May 16, 1965.

を投じて、次のように答えている。「各国において主権者〔人民〕が人民の統治を委託している人々が人民の敵であるならば、人民が自分を幸福にするために為すべきことをわざわざ探すまでのこともない。」 *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau*, ed. by C. E. Vaughan, 1962, Vol. I, p. 273.